

最近のトラブル情報から

(1) 火災保険の還付金？ 制度の内容をよく確認しましょう！

詐欺まがいの行為と思われる怪しい情報が寄せられました。

「一戸建てに住む人を対象に、火災保険から5万円～10万円返還される制度があります。お宅さまは一戸建てでしょうかマンションでしょうか？」という電話があったので、「そのような制度があるなら、どうして私の家が一戸建てかマンションかわからないのですか？」と質問すると、電話が切れたというケースです。その後契約している損害保険会社に確認すると「そのような還付制度はない」と確認できました。

還付金等がある場合、電話だけで手続きできることはなく、文書によるお知らせがあるはずですので、相手の話をすぐに信用しないでください。

この事例のように、いったん電話を切って関係先に確認しましょう。

(2) 送りつけ商法の新手口！ 現金書留封筒を同封し支払いを迫る！

国民生活センターより、健康食品等の送りつけ商法に新しい手口が発生したという、注意情報がありました。

注文した覚えのない健康食品が、こちらの名前や商品の金額(約4万円)などを記入した現金書留封筒と共に届いたので、送付元の事業者に電話したところ、「以前電話で注文を受けた。現金書留で送金しないと訴える」と言われ、その後「早く送れ」と催促する電話や「連絡ください」という電報も届き、どうしたら良いか困っているというものです。

断ったにもかかわらず一方的に商品を送りつけられても、安易に受け取らないようにしましょう。もし受け取ってしまったら決してお金を支払ってはいけません。

脅される等恐怖を感じるような方法で勧誘された場合は、警察に相談しましょう。

トラブルに遭う人のほとんどが高齢者です。ご家族の方や見守りをされる方の気配りも重要です。

困ったら、一人で悩まず、大阪市消費者センターにご相談ください。

大阪市消費者センター(住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階)

・消費生活相談専用電話：6614-0999

(毎日午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く)

- ・メール相談：大阪市消費者センターホームページから「[メール相談](#)」にアクセス
- ・面談：大阪市消費者センター(予約不要)
その他の面談場所(要予約 6614-0999)
 - ・天王寺サービスカウンター
 - ・市民相談室(市役所1階)



トラブルバイバイ♪

メインキャラクター / エルちゃん